

県立美術館収蔵品盗難事案に関する報告書

令和5年1月31日

県立美術館収蔵品盗難事案に関する第三者委員会

(概要版)

目次

1. 事案の概要	p 1
2. 収蔵品の管理	p 1
(1) 収蔵庫の管理	
(2) 収蔵庫の入室管理	
(3) 収蔵品の管理方法	
3. 本事案発生の原因	p 2
4. 関係する課題・問題点	p 2
5. 事案発生後の対応	p 3
6. 再発防止に向けた提言	p 3
(1) 収蔵庫内作業の立会・監視に関すること	
(2) 収蔵庫入室管理に関すること	
(3) 収蔵品の管理に関すること	
(4) 指定管理者の指導監督に関すること	
(5) 美術館の運営全般に関すること	

※セキュリティ上の支障があるため管理の詳細は、非公表。

1. 事案の概要

令和4年8月8日(月)、指定管理者再委託先の事業者の(元)従業員が、収蔵庫の消防設備点検時に、立会者(指定管理者)の監視・監督の間を見て収蔵庫内の収蔵品を窃取した。

窃取された収蔵品：

宅間正一作「平香炉〈かかれい〉」工芸品

作品のサイズ 縦6.3cm×横12.3cm×高さ1.5cm

木箱のサイズ 縦9.5cm×横15.3cm×高さ6.5cm

昭和59年寄贈 評価額60万円

2. 収蔵品の管理

(1) 収蔵庫の管理

館内には収蔵品を保管・収蔵するための収蔵庫5室及び一時保管庫兼検証室収蔵庫があり、入退室に必要なセキュリティ管理は指定管理者が行っている。

- ・ 収蔵品：展示及び貸し出し、写真撮影、修復以外には収蔵庫外への持ち出しはない。
- ・ 収蔵庫内で行う下表5つの業務は、基本協定書(仕様書)で作業立ち会いの必要性及び立会者を下記のとおり個別に規定。

業務内容	回数	委託会社	立会者	学芸課立会規定有無	仕様書	記載事項
①消防設備点検	2回/年	A社	甲府ビルサービス	無	仕様書5-9	
②燻蒸	1回/年	B社	学芸課	無	仕様書5-2	
③虫菌害調査	4回/年	C社	学芸課	有	仕様書5-3	県担当職員の指示に従う
④自動制御設備点検	1回/年	D社	学芸課	無	仕様書5-1	
⑤収蔵庫清掃	3回/年	—	学芸課/甲府ビルサービス	有	仕様書7-1	必ず学芸員の立会、指示で作業
※委託業者監督業務					仕様書11-1	指定管理者による立会、完了確認

【別添仕様書5-9】(抜粋)

4.その他

- ① 点検の実施にあたり、実施の方法、日程等については、山梨県担当職員と充分打ち合わせの上、業務に支障のないよう実施し、実施の際の立会い及び完了の確認をうけること。
- ② その他詳細(窒素ガス・ハロンガス放出試験等)については、山梨県担当職員の指示に従うこと。

(2) 収蔵庫の入室管理

美術館全体は24時間警備、収蔵庫は、鍵、防犯センサー、防犯カメラなどにより重層的な防犯対策が講じられている。

(3) 収蔵品の管理方法

学芸課が収蔵品管理システムで、収蔵品の収蔵・貸し出し・返却のほか、作品毎の収蔵場所を管理している。

3. 本件事案発生の原因

- 立会者が一人であり、複数人の点検作業者の行動を監視・監督できなかった。
- 立会業務において防犯意識が不足しており、構造上の死角など目視できない範囲での再委託業者の単独行動を監視・監督できなかった。
- 消防設備点検の作業者が検査機器を入れるバッグを収蔵庫内に持ち込んでいた。
- 収蔵庫入退室、退館時に手荷物検査を行わなかった。

4. 関係する課題・問題点

- 収蔵庫の立会・監視や入退室のマニュアルがなかった。
- 事案発生時、消防設備点検は指定管理者が立ち会うこととされており、収蔵品の管理を行うべき学芸員の立ち会いは必要とされていなかった。
- 監視カメラでカバーできていない箇所があった。
- 美術館は、収蔵庫の入退出に関し、防犯センサーの解除記録のみを実施し、鍵の使用記録がなく、管理・使用の明確な基準がなかった。
- 美術館で管理する収蔵庫の鍵の明確な利用基準や管理マニュアルがなかった。
- 第三者を介することなく収蔵庫に入室できる者がいた。
- 美術館は財務規則に基づいて毎年1年間に購入等した作品の確認を行っているが、収蔵品全点の点検（現物確認）を定期的に行っていなかった。
- 指定管理者の管理運営状況のモニタリングを定期的に行っていなかった。

5. 事案発生後の対応

本事案発生の原因を踏まえ、県が実施した当面の対応は次のとおり。

○ 指定管理者

- ・ 事業者入退館時における所持品検査の実施
- ・ 保守点検に必要なない靴等の持ち込みの禁止及びその確認
- ・ 収蔵庫点検時の立会者数の増員
- ・ 再委託事業者の適切な指導・監督・評価等の実施

○ 美術館

- ・ 美術館で管理する収蔵庫の鍵の保管方法の変更及び使用簿による管理

6. 再発防止に向けた提言

今回の盗難事案は、収蔵庫内の再委託業務作業中における作業員に対する立会者の人数不足、作業員の荷物管理の不備など、防犯意識の不足が大きな要因である。本委員会での検証の結果、県立美術館のセキュリティ全般については、他館と比較しても美術館に必要とされる水準にあるといえるものの、更にセキュリティレベルを高め、県民の財産である収蔵品の保全に資するため、3の原因及び4に挙げた課題・問題点に対応できるよう、ここに再発防止策を提言する。

(1) 収蔵庫内作業の立会・監視に関すること

- ・ 原則として、立会人と作業者を同数1対1で配置すべき（確保できる立会人の人数に応じた作業員数）。
- ・ 立会人の監視レベルを適正な水準とするため、立会・監視に関するマニュアルを作成すべき。
- ・ 作業内容の監督、作品の安全確保、防犯の観点から、収蔵庫内作業の立会は施設管理者、学芸員双方が立ち会うべき。
- ・ 監視カメラの増設について検討すべき。
- ・ 持ち込み可能とする荷物は、作業・点検・監視業務に必要な不可欠なもののみとすべき。
- ・ 携帯電話、スマートフォンその他の電子機器等、美術館のセキュリティ上支障がある物又は館内データ等の流出に用いられる恐れがある物は持ち込ませないようにすべき。

(2) 収蔵庫入室管理に関すること

- ・入退室のルールや収蔵庫の鍵の管理・使用のルールをマニュアル化し、ルールが徹底されるよう運用すべき。
- ・収蔵庫の鍵の管理を特定の部署のみで完結する管理方法では、ヒューマンエラーが発生する懸念がある。特定の部署だけで鍵の持出手続きが完結しないよう、手続きを変更すべき。
- ・セキュリティレベルの水準を高めるために、収蔵庫入室管理に係るセキュリティシステムの改善を検討すべき。

(3) 収蔵品の管理に関すること

- ・総合的な定期点検（現物確認、保存状態確認、地震等災害への対応確認）について、適正な規模と期間を設定して計画的に行うべき。
- ・セキュリティレベルの水準を高めるために、収蔵庫入室管理に係るセキュリティシステムの改善を検討すべき。（再掲）

(4) 指定管理者の指導監督に関すること

- ・指定管理業務が基本協定に沿って適切に行われているか、チェックシートなどを用いた定期的確認を、文化振興・文化財課、美術館双方が行うべき。
- ・マニュアル等において、文化振興・文化財課と美術館の役割分担を明確にし、緊密に連携を図ることにより、指定管理者への指導監督を強化すべき。

(5) 美術館の運営全般に関すること

- ・学芸員を中心とした美術館スタッフ等の組織体制は、今回調査対象とした国内他館と比較し、館の運営（事業の運営や収蔵品管理等）に必要な規模に見合っていないと考えられることから、組織の強化や設備の導入についても必要に応じ検討されたい。
- ・近年の文化観光推進に関する事業の増加などにより、作品等を収集し、守り伝え展示するという美術館の基盤業務が圧迫されていないか確認し、例えば、収蔵品の保存・管理を専門とする人材の確保なども検討されたい。